

賃の廉なる者にこの營業を許可すること、
し、木屋平兵衛以下三人に落札したが、その
價格が低廉に過ぎて、到底永續し得ないこと
を慮り、従来の江戸中荷持と江戸三度飛脚と
を合同せしめ、新たに江戸三度飛脚と稱して
九月十九日・廿九日を差立日とした。後果し
て平兵衛等はその業を廢したから、三度飛脚
の差立日を四日・九日・十四日・十九日・廿四
日・廿九日の六回とし、藩の急用ある時は
別に早打を發し、諸士の依頼ある時も亦仕立
飛脚を發することになった。この江戸三度飛
脚の營業は、町人若干名の株立になつてゐた。

エドジョウテンシユダイ 江戸城天主臺

明曆三年正月十三日江戸本郷本妙寺から失火
し、江戸城及び市街過半を焼失し、十一萬餘
人の焼死者を出した。この時前田綱紀は天主
臺築造の命を受け、翌年三月十四日起工し、
九月十一日に至つて竣成せしめた。

エドジリヨウ 穢土寺領 曆應四年八月七

日攝津掃部頭親秀の判書に、『穢土寺領分加賀
國倉月庄内近岡郷内月峰五町、千田郷内供料
内二町、同月峰三町、末延名田地、木越村千
得名壹町、月峰二町、善達田二町、松尾田陸
段。』とある。

エドチユウニモチ 江戸中荷持 金澤・江戸

間には、前田綱紀の初世から大使があつて荷
物を運搬したが、後それよりも少量の荷物を
取扱ふものに江戸中荷持を生じた。然るに元
祿十年大使と中荷持とは合同して、専ら江戸
中荷持と稱することになり、差立日を九月・
十九日・廿九日と定めた。この中荷持は、藩
用の荷物一貫目までを、無賃輸送する義務を
負うてゐた。正徳五年江戸中荷持は、江戸三

度飛脚と合同して、中荷持の名を廢した。

エドドウチユウキ 江戸道中記 二册。一

名道程記。淺加久敬著。金澤から下街道を經
て江戸に至る間の宿驛・路程・名所等を記した
もので、尙越中小杉から富山通、三日市から
愛本通、信州室飯から松本通が附載せられて
居る。今書末に正徳元年臘月久敬軒謙益とあ
るが、久敬軒は久敬軒の誤であらう。

エドヒケシヤク 江戸火消役 ↓ジョウビ

ケシヤク 定火消役。

エドマチ 江戸町 ↓ケンロクエン 兼六

圍。

エドマチテイ 江戸町亭 ↓ケンロクエン 兼六

圍。

エドルスキ 江戸留守居 江戸御留守居の

起原は不明であるが、承應元年には今枝民部
近義が命ぜられ、寛文元年本多安房政長・長
九郎左衛門連頼の兩人が命ぜられた。其の後
寺西若狹秀賢が任ぜられ、これより人持組か
ら選ばれることになつた。然るに寶永五年前
田吉徳夫人の入興後、年寄衆又は家老役の内
から詰めることになつた爲、此の役は中絶し
た。享保十年十二月廿五日又寺西市正秀清・
前田勘解由孝和・奥村織部自連三人が江戸御
留守居となり、爾來連綿としたが、寶曆十一
年重教夫人の入興後、家老衆の中一人充詰め
た爲再び中絶した。次いで寛政三年正月九日
に織田主税益方、七年に永原將監孝房が任ぜ
られたが、八年十月廿八日各轉役してまた中
絶した。

エドルスキバン 江戸留守居番 江戸御留

守居番は元祿十年閏九月二十七日大小將組駒
井興兵衛直寛が命ぜられ、物頭並列で役料百

五十石、奥力二人・足輕二十人内小頭二人、手
替二人自分に下され、御下屋敷許兼帯を命
ぜられて、御附御用等は故の如く勤めた。享
保二年御免、其の代り役はなく後世閑職であ
る。

エナミリユウイ 覆並立意 諱は信雄。明

和元年本道の御醫師として召出され、廿五人
扶持を受けたが、三年歿して跡目相續を命ぜ
られなかつた。

エヌノオミ 江沼臣 姓氏録に『江沼臣。石

川氏同氏。出自若子宿禰。』とあつて、若子
宿禰は蘇我氏である。この江沼氏の族人は後
世大に繁衍したものと見えて、欽明三十一年
紀には越前國江沼臣蘇比が、又寶龜九年
紀には女孺江沼臣蘇比があつて外從五位下
に授けられてゐる。女孺は諸氏の貢する所で
あるから、蘇比も江沼の氏の貢したもので
あらう。次いで延暦廿四年紀には江沼臣小
並あり。天平三年の越前國正稅帳に江沼郡主
政江沼臣大海・同主帳江沼臣入鹿あり。同五年
の越前國郡帳に江沼郡大領江沼臣武良士が
あり、天平十二年の越前國江沼郡山背郷計帳
に江沼臣族乎加非・江沼臣族忍人あり。貞觀
元年紀に江沼臣河子あり。同八年紀に江沼美
都良麻呂あり。史官記正曆四年の條に大膳少
屬江沼延明あり。除日大成抄長徳二年の條に
山城權大目江沼宿禰富基・主殿權少屬江沼宿
禰安氏がある。富基等の姓を宿禰としたは、
後世改めたものであらう。朝野群載に見える
長治二年の辭に加賀國雜掌江沼成安があり、
法華驗記に加賀國人にして江沼氏たる天台座
主延昌ある如きも、皆その出自を同じくする
ものであらう。

エヌノクニノミヤツコ 江沼國造 舊事紀

國造本紀に『江沼國造。柴垣朝御世。蘇我臣同
祖。武内宿禰四世孫。志波勝足尼定。賜國造。』
とあつて、その江沼は後に江沼・能美二郡と
なつた地をさす。柴垣朝御世は反正天皇であ
る。蘇我臣は姓氏録に『蘇何。孝元天皇々子
彦太忍信命之後也。』と出で、古事記に武内宿
禰の七男二女を擧げたるうち、蘇我石河宿禰
を以てその祖なりとし、石河宿禰の末弟若子
宿禰は、江沼財臣の祖であると記される。さ
れば國造に定められた志波勝足尼は、若子宿
禰三世の裔なるべく、姓氏録に『江沼臣。石
川氏同氏。出自若子宿禰。』といへるに符
節を合する。

エヌマ 江沼 源平盛衰記壽永二年六月加

賀國合戦の段に、『源氏續てひら責に攻、福
田・熊坂・江沼邊をも責越て、濱路までこそ追
懸たれ。』とある。越登賀三州志には、江沼は
郡名で、村名等に今はないといふが、能美郡
に能美あり、羽咋郡に羽咋ある類で、古へこ
の郡中に江沼村が在つたのであらう。

エヌマコホリ 江沼郡 郡名の江沼は、も

と江沼國造の管治した地で、城内に柴山・今
江・木場等の三湖があるのみならず、附近沮洳
の地が多かつたから名を得たものである。
郡名の初見は正倉院文書天平三年二月の越前
國正稅帳、同五年閏三月の越前國郡帳で、
天平十二年の越前國江沼郡山背郷計帳も遺つ
てゐる。續日本紀には、天平寶字六年四月
に越前國江沼郡山背郷の戸五十畑を岡寺に施
入し、寶龜十一年の西大寺資財帳には、越前
江沼郡本堀莊圖一卷がある。弘仁十四年三
月加賀國を置くに及び江沼郡は之に屬し、六